

【重要】

令和4年7月6日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

弁済に向けた手続に関するご案内

弁済に向けた手続に関し、重要な情報が含まれておりますので、再生債権者の皆様は必ず、内容をご確認ください。

1. 再生債権届出システムへの資料のアップロードについて

現在、再生管財人は、令和3年11月16日付で東京地方裁判所の認可決定が確定し成立した再生計画（以下「**本再生計画**」といいます。）に従った弁済（以下「**本件弁済**」といいます。）に向けて準備を進めております。

かかる本件弁済についての情報提供の一環として、再生管財人は、①今後実施する本件弁済の概要に関する説明資料、及び②現時点までの管財業務の概要に関する資料を、それぞれ再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」の URL からアクセスできるシステムをいい、以下「**本システム**」といいます。）にアップロードしました。再生債権者の皆様は、本システムにログインの上、これらの資料をご確認ください。

なお、これらの資料の閲覧のためには本システムへのログインが必須ですので、本システムへの初期登録が未了であり、本システムにアクセスできない再生債権者は、下記3.をご確認の上、本システムへの初期登録を実施して下さい。

2. 本件弁済を受けるために必要となる選択及び登録について

再生債権者は、本件弁済を受けるために、以下の選択及び登録（以下「**本件選択ないし登録**」といいます。）をすることができます。これらの詳細は本システムにアップロードされている資料や、今後アップロードする各種資料において順次説明しますが、その概要は以下のとおりです。

- ① 早期一括弁済を受けるか否かの選択
- ② 金銭による弁済の受取方法と受取先情報の登録
- ③ 仮想通貨債権の一部の弁済を、仮想通貨（ビットコインとビットコインキャ

【重要】

ッシュ) で受けるか否かの選択

- ④ 仮想通貨による弁済を受ける場合の、仮想通貨取引所やカストディアン（以下「取引所等」といいます。）のユーザー情報の登録

本件選択ないし登録をするためには、本システムへのログインが必須となります。

本件選択ないし登録をする期限は、今後、再生管財人が東京地方裁判所の許可を取得して指定することになりますが、安全かつ確実な弁済を実施するという観点から、本件選択ないし登録は本システム上で行っていただくこととなりますので、予めご留意ください。

また、本件弁済を受けるにあたっては、再生債権者が届け出た氏名と住所が、再生管財人による本人確認に使用されたり、弁済手続に関与する取引所等や金融機関等に提供される予定です。そのため、すでに届け出られている氏名や住所の情報について変更が必要な再生債権者は速やかに変更手続を行ってください。

変更のための具体的な手続については、以下のリンク先をご確認ください。

<https://claims.mtgox.com/faq>

3. 本システムへの初期登録について

本システムへの初期登録が完了していない再生債権者は、下記の案内を確認して、速やかに本システムへの初期登録を済ませてください。

<オンラインシステムへの初期登録の方法に関するご案内>

① 債権者コードの申請ページ

初期登録には「債権者コード」が必要ですので、債権者コードを保有していない再生債権者は、まず以下のリンク先から債権者コードの申請をしてください。

<https://claims.mtgox.com/pre-signup>

② オンラインシステム初期登録ページ

債権者コードを取得後、以下のリンク先の初期登録ページにアクセスし、画面上の案内に従って初期登録を行ってください。

<https://claims.mtgox.com/signup>

なお、初期登録の具体的な方法や流れについてはガイドラインを公表していますので、以下のリンク先の資料をご確認ください。

【重要】

https://www.mtgox.com/img/pdf/20211006_000_announcement_ja.pdf

特に、再生債権者が届け出た氏名が、初期登録の過程で提出された本人確認資料に記載された氏名と一致しない場合には、初期登録が認められません。この場合には、下記リンク先に記載の「オフライン方法で届出内容を変更する手順」を確認の上、速やかに届け出た再生債権者氏名を変更してください。

<https://claims.mtgox.com/>

4. 譲渡等禁止基準期間の設定について

再生管財人は、本再生計画の履行に必要な場合、裁判所の許可を得られることを条件として、再生債権の譲渡、移転若しくは承継等、担保設定、又はその他の方法による処分を禁止する期間（以下、「**譲渡等禁止基準期間**」といいます。）を設定することができるものと規定されています。

本再生計画の規定に基づき、再生管財人は、裁判所と協議の上、**本年8月下旬頃から、当初の弁済として実施予定の弁済の全部又は一部が完了するまでの期間**、安全かつ確実な弁済を実施するために、譲渡等禁止基準期間を設けることを予定しています。

譲渡等禁止基準期間中は、本システムにおける債権譲渡手続申請、再生管財人のオフライン債権譲渡用メールアドレスへメールする方法での債権譲渡手続申請、その他一切の債権譲渡手続申請の受付を停止させていただく予定ですのでご注意ください。

万が一、譲渡等禁止基準期間中に再生債権が譲渡された場合、譲渡人、譲受人双方の本システムの利用が停止され、本件選択ないし登録を行うことができなくなったり、本件弁済の受領時期が他の債権者と比べて大幅に遅れるおそれのほか、最悪の場合には、本件弁済によって支払われるべき弁済金が法令の規定に基づき東京法務局へ供託されるおそれもあります。

再生債権者の皆様が思わぬ不利益を受けないよう、譲渡等禁止基準期間中に再生債権を譲渡しないようお願いいたします。また、すでに債権譲渡手続の申請が行われている再生債権や、今後譲渡等禁止基準期間の開始までの間に債権譲渡手続の申請を行った再生債権に関しても、債権譲渡手続が完了する時期が保障されているわけではなく、同様の不利益が生じるおそれがありますので、予めご注意ください。

なお、債権譲渡手続申請については下記のリンク先の資料をご参照ください。

【重要】

(本システムにログインできる場合)

http://www.mtgox.com/img/pdf/20181123_announcement_online_ja.pdf

(本システムにログインできない場合)

http://www.mtgox.com/img/pdf/20181204_announcement_offline_ja.pdf

以上